

令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜「推薦入学者選抜」における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の症状に応じた対応について（改訂版）

感染力が強力である変異株（オミクロン株）による感染拡大の状況等及び文部科学省からの令和4年1月31日付け事務連絡（「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）」に関するQ&Aの更新について（周知）」）を踏まえ、本県においても全県的に行政検査の結果の判明までに時間を要している状況等が見られることから、感染防止対策を徹底し、受検者の受検機会を最大限確保するため、このことについては以下のとおりとしますので、適切に対応願います。

1 受検者の状況別の受検の可否

| | 受検者の状況 | | 受検の可否 |
|---|--|--|-------------------|
| A | 新型コロナウイルス感染症の 感染者 | ① 受検日当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合 | 受検不可 |
| | | ② 受検日の前日までに治癒した場合 | 通常通り受検 |
| B | 新型コロナウイルス感染症の感染者の 濃厚接触者 | ③ 受検日の前日までにPCR検査の結果が判明しない場合またはPCR検査を受けられない場合で、 <u>受検日前日に抗原定性検査キットによる検査で陰性が確認され(注1)、かつ、受検日当日に無症状である場合</u> | <u>別室5で受検(注2)</u> |
| | | ④ 受検日当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が前日までに陰性が確認されたが、受検日当日に発熱・咳等の症状がある場合 | 受検不可 |
| | | ⑤ 受検日当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が前日までに陰性が確認されかつ受検日当日に無症状の場合 | <u>別室4で受検(注2)</u> |
| | | ⑥ 受検日当日が自宅待機を要請されている期間を既に経過した場合 | 通常通り受検 |
| C | ⑦ 濃厚接触者と認められていないが、保健所の判断によりPCR検査を受け、受検日前日までにPCR検査の結果が判明しない場合、またはPCR検査対象者とされたが受検日前日までにPCR検査を受けられない場合で、 <u>受検日前日に抗原定性検査キットによる検査で陰性が確認されている場合(注1)</u> | <u>症状なし</u> 別室4で受検 <u>(注2)</u> | |
| | | <u>症状あり</u> 別室6で受検 | |
| D | ⑧ インフルエンザ等の感染症に感染した場合 | 別室1で受検 | |
| E | ⑨ 発熱・咳等の症状がある場合 | 別室2で受検 | |
| F | ⑩ その他（上記⑧⑨を除く）の体調不良等の場合 | 別室3で受検 | |

- * 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者を指す。
- * 発熱・咳等の症状があるため自発的に医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査又は抗原検査を受けた場合、検査結果の陽性者は上記①、陰性者で受検日当日に発熱・咳等の症状のある者は上記⑨、陰性者で受検日当日無症状の者は通常通りの受検となる。
- * 陰性を確認するためなど自発的にPCR検査を受け、受検日の前日までに検査結果が判明しない場合は、通常通りの受検となる。

※ 発熱・咳等の症状とは、次のような症状をいう。

- | | |
|----------------------|------------------|
| ア 発熱（37.5度以上）の症状がある。 | イ 息苦しさ（呼吸困難）がある。 |
| ウ 強いだるさ（倦怠感）がある。 | エ 味覚障害又は嗅覚障害がある。 |
| オ 咳の症状が続いている。 | カ 咽頭痛がある。 |
| キ <u>鼻汁が出る。</u> | |

注1：上記③及び⑦の場合の抗原定性検査キットでの検査は、受検日前日に在籍する学校で実施し、その結果を午後5時までに志願先高等学校に連絡すること。検査の結果、陽性であった場合は受検できない。なお、検査を実施する際には、当該受検者及び保護者から承諾を得ること。

注2：別室4または別室5での受検を希望する受検者については、受検日当日、検温を含む体調確認を志願先高等学校で行うこと。

2 「受検不可」又は「別室で受検」となる場合の連絡方法について

- (1) 受検者の保護者は、受検者が前項1の表の①③④⑤⑦⑧⑨⑩のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに在籍中学校等に申し出ること。
- (2) 中学校等の校長は、(1)により申し出のあった受検者の「受検番号」、「受検者氏名」及び前項1の表の「受検者の状況」を速やかに志願先高等学校長に電話で連絡し、受検の可否等（別室での受検を含む）について相談すること。
- (3) 高等学校長は、新型コロナウイルス感染症により「受検不可」又は「別室で受検」に該当する受検者（前項1の表の①③④⑤⑦）がいる場合は、「受検番号」、「受検者氏名」、「受検者の状況」及び「受検の可否」を速やかに高校教育課長に電話で報告すること。

図 「受検不可」又は「別室で受検」の場合の連絡の流れ

